

振替投資信託受益権及び振替受益権の金銭償還の実施等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	17
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	29

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 抹消手続</p> <p>第1款・第2款（略）</p> <p><u>第3款 償還時抹消（第277条の6の2－第277条の6の4）</u></p> <p><u>第4款</u>（略）</p> <p><u>第5款</u>（略）</p> <p><u>第6款</u>（略）</p> <p><u>第7款</u>（略）</p> <p>第4節の2～第6節（略）</p> <p>第7節 総受益者通知に係る手続（第283条－<u>第283条の7の3</u>）</p> <p>第7節の2～第9節（略）</p> <p>第8章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 抹消手続</p> <p>第1款（略）</p> <p><u>第2款 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る一部抹消手続（第285条の21の2・第285条の21の</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 抹消手続</p> <p>第1款・第2款（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第3款</u>（略）</p> <p><u>第4款</u>（略）</p> <p><u>第5款</u>（略）</p> <p><u>第6款</u>（略）</p> <p>第4節の2～第6節（略）</p> <p>第7節 総受益者通知に係る手続（第283条－<u>第283条の7</u>）</p> <p>第7節の2～第9節（略）</p> <p>第8章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 抹消手続</p> <p>第1款（略）</p> <p>（新設）</p>

3)

第3款 手続の委任（第285条の21の4）

第4款 （略）

第6節～第11節 （略）

第12節 総受益者通知に係る手続（第285条の56－第285条の62
の3）

第13節～第18節 （略）

第9章・第10章 （略）

附則

（加入者との契約）

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

（1）～（18） （略）

（19）当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出（第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。）、担保投資口の届出（第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。）、担保優先出資の届出（第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。）、担保新株予約権付社債の届出（第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。）、担保新株予約権の届出（第263条において読み替えて準用する第248条第1項

（新設）

第2款 （略）

第6節～第11節 （略）

第12節 総受益者通知に係る手続（第285条の56－第285条の62）

第13節～第18節 （略）

第9章・第10章 （略）

附則

（加入者との契約）

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

（1）～（18） （略）

（19）当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出（第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。）、担保投資口の届出（第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。）、担保優先出資の届出（第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。）、担保新株予約権付社債の届出（第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。）、担保新株予約権の届出（第263条において読み替えて準用する第248条第1項

に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)、担保新投資口予約権の届出(第271条の3において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新投資口予約権の届出をいう。以下第271条の2まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条の7の3まで同じ。)及び担保受益権の届出(第285条の66第1項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第285条の65まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20)～(24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式(第159条第1項に規定する担保株式をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口(第271条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資(第272条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第247条まで同じ。)、担保新株予約権(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権をいう。以下第262条まで同じ。)、担保新投資口予約権(第271条の3において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新投資口予約権をいう。以下第271条の2まで同じ。)、担保投資信託受益権(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第283条の7の3まで同じ。)若しくは担保受益権(第285

に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)、担保新投資口予約権の届出(第271条の3において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新投資口予約権の届出をいう。以下第271条の2まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条の7まで同じ。)及び担保受益権の届出(第285条の66第1項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第285条の65まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20)～(24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式(第159条第1項に規定する担保株式をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口(第271条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資(第272条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第247条まで同じ。)、担保新株予約権(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権をいう。以下第262条まで同じ。)、担保新投資口予約権(第271条の3において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新投資口予約権をいう。以下第271条の2まで同じ。)、担保投資信託受益権(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第283条の7まで同じ。)若しくは担保受益権(第285条の66

条の66第1項に規定する担保受益権をいう。以下第285条の65まで同じ。)に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) ・ (27) (略)

(28) 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替新株予約権付社債(法第222条第3項の書面における証明の対象となったもの及び差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)について、抹消の申請があったものとみなすこと。

(28) の2 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)について、発行者が償還をする場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなすこと。

(28) の3 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替受益権(法第127条の27第3項の書面における証明の対象となったもの及び差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消

第1項に規定する担保受益権をいう。以下第285条の65まで同じ。)に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) ・ (27) (略)

(28) 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなすこと。

(28) の2 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替投資信託受益権について、発行者が償還又は解約をする場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなすこと。

(新設)

又はその申請を禁止されたものを除く。）について、発行者が当該振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替受益権について、抹消の申請があったものとみなすこと。

(29) ～ (33) の 3 (略)

(34) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に交付すること。

(35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。

(36) ～ (42) (略)

第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第 4 節 抹消手続

(29) ～ (33) の 3 (略)

(34) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替新投資口予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は受益証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は受益証券は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に交付すること。

(35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替新投資口予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。

(36) ～ (42) (略)

第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第 4 節 抹消手続

第3款 償還時抹消

(新設)

(償還に係る発行者からの通知)

第 277 条の 6 の 2 特定の銘柄の振替投資信託受益権について償還をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(新設)

(1) 当該償還に係る振替投資信託受益権の銘柄

(2) 前号の振替投資信託受益権に係る投資信託の終了の日

(3) 償還金の支払をする日

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、速やかに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

(償還時抹消の申請)

第 277 条の 6 の 3 加入者は、前条第 1 項に規定する場合には、同項第 3 号の償還金の支払をする日の前営業日に、その口座に記載又は記録がされている同項第 1 号の振替投資信託受益権の記載又は記録について、その直近上位機関に対し、当該償還金の支払をする日を抹消日とする償還時抹消（償還に係る抹消をいう。以下この章において同じ。）の申請をしなければならない。

(新設)

2 機構加入者が前条第 2 項の通知を受けた場合には、当該機構加入者の口座に記載がされている同項第 1 号の振替投資信託受益権について、当該機構加入者から機構に対し、前項に規定する償還

時抹消の申請があったものとみなす。

(抹消記録)

第 277 条の 6 の 4 振替機関等は、前条第 1 項の抹消日において、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿における同項の申請を行った加入者に係る口座に記載又は記録されている当該振替投資信託受益権の口数の減少の記載又は記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は、前条第 2 項の規定により償還時抹消の申請があったとみなされた機構加入者、発行者及び受託会社に対し、当該抹消を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第 4 款 (略)

(一部抹消予定情報)

第 277 条の 7 機構が振替機関として一部抹消（加入者の請求により当該加入者の振替投資信託受益権を抹消することをいい、交換時抹消、解約時抹消及び償還時抹消を除く。以下この節において同じ。）を行う場合において、機構加入者が当該一部抹消を自らのために行うとき又は加入者から一部抹消に係る委任を受けたときは、機構加入者は、機構に対して、一部抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下この章において「一部抹消予定情報」という。）を通知しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(新設)

第 3 款 (略)

(一部抹消予定情報)

第 277 条の 7 機構が振替機関として一部抹消（加入者の請求により当該加入者の振替投資信託受益権を抹消することをいい、交換時抹消及び解約時抹消を除く。以下この節において同じ。）を行う場合において、機構加入者が当該一部抹消を自らのために行うとき又は加入者から一部抹消に係る委任を受けたときは、機構加入者は、機構に対して、一部抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下この章において「一部抹消予定情報」という。）を通知しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

2 (略)

第 5 款 (略)

(抹消手続の委任)

第 277 条の 11 加入者（機構加入者を除く。）は、振替投資信託受益権の抹消（償還時抹消を除く。）の手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

第 6 款 (略)

第 7 款 (略)

(準用規定)

第278条 (略)

2 第 3 章第 13 節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第 113 条第 3 項又は 第 136 条第 3 項	第 77 条の規定によ り	<u>第 284 条の規定によ り</u>

2 (略)

第 4 款 (略)

(抹消手続の委任)

第 277 条の 11 加入者（機構加入者を除く。）は、振替投資信託受益権の抹消の手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

第 5 款 (略)

第 6 款 (略)

(準用規定)

第278条 (略)

2 第 3 章第 13 節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第 113 条第 3 項又は 第 136 条第 3 項	第 77 条の規定によ り	<u>第 284 条の規定にお いて読み替えて準用 する第 260 条の規定</u>

(略)		

(総受益者通知に係る受益者確定日)

第 283 条 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受益者通知（第 283 条の 6 第 1 項に規定する総受益者通知をいう。以下第 283 条の 5 まで同じ。）をする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 特定の銘柄の振替投資信託受益権の償還に伴い、当該振替投資信託受益権の抹消が行われるとき。 当該振替投資信託受益権に係る投資信託の終了の日

(7) 機構が法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合又は法第 41 条第 1 項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日

(8) 機構が特定の銘柄の振替投資信託受益権の取扱いを廃止したとき（第 6 号に規定する総受益者通知事由に係る総受益者通知をしているときを除く。）。 当該取扱いを廃止した日の前日

		により
(略)		

(総受益者通知に係る受益者確定日)

第 283 条 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受益者通知（第 283 条の 6 第 1 項に規定する総受益者通知をいう。以下第 283 条の 5 まで同じ。）をする。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(総受益者通知)

第283条の6 (略)

2 (略)

3 総受益者通知事由のうち第283条第2号から第8号までに掲げる事由については、機構が当該振替投資信託受益権の受託会社に対して、前2項に定める通知をすることにより、当該発行者に対する通知の効力が発生することとなるよう、当該発行者は、当該受託会社に対して、それらの通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。

(発行者による総受益者通知請求)

第283条の7の2 発行者は、投資信託約款において定められた事由が生じた場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、総受益者通知の請求(以下この節において「総受益者通知請求」という。)をすることができる。

2 前項の請求をする発行者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 受益者確定日

(2) 総受益者通知対象銘柄

(3) 総受益者通知請求を行う理由が、投資信託約款において定められた事由が生じたためである旨

(4) その他規則で定める事項

3 第1項の請求に基づいて機構が行う総受益者通知については、第283条の2から前条までの規定を準用する。

(総受益者通知)

第283条の6 (略)

2 (略)

3 総受益者通知事由のうち第283条第2号から第5号までに掲げる事由については、機構が当該振替投資信託受益権の受託会社に対して、前2項に定める通知をすることにより、当該発行者に対する通知の効力が発生することとなるよう、当該発行者は、当該受託会社に対して、それらの通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。

(新設)

(受益者確定日として指定することができない期間)

第283条の7の3 発行者は、総受益者通知事由又は総受益者通知請求（機構に通知されているものに限る。）に係る一の受益者確定日の前後の規則で定める期間内の日を、前条第2項第1号の受益者確定日として指定することはできない。ただし、機構が特に認める場合には、この限りでない。

(振替機関等における振替口座簿の記載又は記録の抹消)

第284条 振替機関等は、規則で定めるところにより、取扱廃止日において、その備える振替口座簿中の取扱いを廃止する振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

(一部解約に係る発行者における取扱い)

第285条の18 振替受益権の発行者は、前条の規定により振替がなされた振替受益権を抹消しようとする場合には、当該振替受益権について、第285条の20第1項の一部抹消の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(一部抹消申請)

第285条の20 加入者（発行者を含む。以下この条において同じ。）は、規則で定める場合には、その直近上位機関に対し、その有す

(新設)

(準用規定)

第284条 第4章第19節の規定（第259条を除く。）は、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「新株予約権付社債券」及び「社債券」とあるのは「受益証券」と、「法第193条第2項」とあるのは「法第121条において読み替えて準用する第67条第2項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(一部解約に係る発行者における取扱い)

第285条の18 振替受益権の発行者は、前条の規定により振替がなされた振替受益権について、発行者の口座から抹消されるよう処理をしなければならない。この場合における抹消の手続は、第285条の20及び第285条の21の規定を適用する。

2・3 (略)

(一部抹消申請)

第285条の20 加入者（発行者を含む。以下この条において同じ。）は、規則で定める場合には、その直近上位機関に対し、その有す

る振替受益権について、次に掲げる事項を示して、一部抹消の申請（法第127条の9第1項の申請をいう。以下この章において同じ。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

(削る)

2～5 (略)

(一部抹消の記載又は記録)

第285条の21 (略)

2 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替受益権の発行者に対し、その旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第2款 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る一部抹消手続

(特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る発行者からの通知)

第285条の21の2 特定の銘柄の振替受益権について、その受益債権に係るすべての債務の支払をしようとする場合には、当該振替受益権の発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該受益債権に係るすべての債務の支払に係る振替受益権の銘柄

る振替受益権について、次に掲げる事項を示して、一部抹消の申請（法第127条の9第1項の申請をいう。以下この章において同じ。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 一部抹消する事由

2～5 (略)

(一部抹消の記載又は記録)

第285条の21 (略)

2 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替受益権の発行者に対し、その旨を通知する。

(新設)

(新設)

(2) 前号の振替受益権に係る受益証券発行信託の終了の日

(3) 振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする日

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、速やかに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

(特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る一部抹消の申請)

第285条の21の3 加入者は、前条第1項に規定する場合には、同項第3号の受益債権に係るすべての債務の支払をする日の前営業日に、その口座に記載又は記録がされている同項第1号の振替受益権の記載又は記録について、その直近上位機関に対し、当該受益債権に係るすべての債務の支払をする日を一部抹消する日とする特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る一部抹消の申請をしなければならない。

2 機構加入者が前条第2項の通知を受領した場合には、当該機構加入者の口座に記載又は記録がされている同項第1号の振替受益権について、当該機構加入者から機構に対し、前項に規定する一部抹消の申請があったものとみなす。

第3款 手続の委任

(抹消手続の委任)

(新設)

(新設)

第285条の21の4 加入者（機構加入者を除く。）は、振替受益権の抹消（前条第1項に規定する一部抹消を除く。）の手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関はその直近上位機関である口座管理機関に同様の委任を行わなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

第4款 （略）

（総受益者通知に係る受益者確定日）

第285条の56 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替受益権の発行者（第10号に掲げる場合にはすべての振替受益権の発行者）に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受益者通知をする。

（1）～（7） （略）

（8） 特定の銘柄の振替受益権について、その受益債権に係るすべての債務の支払に伴い当該振替受益権の抹消が行われるとき。 当該振替受益権に係る受益証券発行信託の終了の日

（9） 振替受益権に第1号から第8号までに規定する以外の権利が付与される場合で、その権利者を確定させるための日を定

（新設）

第2款 （略）

（総受益者通知に係る受益者確定日）

第285条の56 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替受益権の発行者（第9号に掲げる場合にはすべての振替受益権の発行者）に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受益者通知をする。

（1）～（7） （略）

（新設）

（8） 振替受益権に（1）から（7）までに規定する以外の権利が付与される場合で、その権利者を確定させるための日を定

めたとき。 当該日

(10) (略)

(11) 機構が特定の銘柄の振替受益権の取扱いを廃止したとき
(第8号に規定する総受益者通知事由に係る総受益者通知をし
ているときを除く。)。 当該取扱いを廃止した日の前日
(削る)

(発行者による総受益者通知請求)

第285条の62の2 振替受益権の発行者は、受益証券発行信託に係る契
約において定められた事由が生じた場合には、規則で定めるところ
により、機構に対し、総受益者通知の請求(以下この節において
「総受益者通知請求」という。)をすることができる。

2 前項の請求をする発行者は、当該請求において、次に掲げる事
項を示さなければならない。

(1) 受益者確定日

(2) 総受益者通知対象銘柄

(3) 総受益者通知請求を行う理由が、受益証券発行信託に係る
契約において定められた事由が生じたためである旨

(4) その他規則で定める事項

3 第1項の請求に基づいて機構が行う総受益者通知については、
第285条の57から前条までの規定を準用する。

(受益者確定日として指定することができない期間)

第285条の62の3 振替受益権の発行者は、総受益者通知事由又は総
受益者通知請求(機構に通知されているものに限る。)に係る一

めたとき。 当該日

(9) (略)

(10) 機構が特定の銘柄の振替受益権の取扱いを廃止したとき。
当該取扱いを廃止した日の前日

(11) その他機構が定める日。 当該日

(新設)

(新設)

の受益者確定日の前後の規則で定める期間内の日を、前条第2項第1号の受益者確定日として指定することはできない。ただし、機構が特に認める場合には、この限りでない。

附 則

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消)

第28条 特例加入者は、その有する特例投資信託受益権について移行申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿への記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権について規程第277条の4（第277条の6で準用する場合を含む。）、第277条の6の3及び第277条の9の規定による抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消の申請をすることができる。

2 (略)

附 則

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消)

第28条 特例加入者は、その有する特例投資信託受益権について移行申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿への記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権について規程第277条の9の規定により一部抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消の申請をすることができる。

2 (略)

2. 附 則

この改正規定は、平成27年1月5日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p> 第1節～第6節（略）</p> <p> 第7節 総受益者通知に係る手続（第356条－<u>第356条の13の4</u>）</p> <p> 第8節・第9節（略）</p> <p>第7章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p> 第1節～第4節（略）</p> <p> 第5節 抹消手続</p> <p> 第1款（略）</p> <p> 第2款 <u>特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る一部抹消手続（第357条の16の2～第357条の16の4）</u></p> <p> 第3款 <u>手続の委任（第357条の16の5）</u></p> <p> 第4款（略）</p> <p> 第6節～第10節（略）</p> <p> 第11節 総受益者通知に係る手続（第357条の61－<u>第357条の73の4</u>）</p> <p> 第12節～第17節（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p> 第1節～第6節（略）</p> <p> 第7節 総受益者通知に係る手続（第356条－<u>第356条の13</u>）</p> <p> 第8節・第9節（略）</p> <p>第7章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p> 第1節～第4節（略）</p> <p> 第5節 抹消手続</p> <p> 第1款（略）</p> <p> （新設）</p> <p> 第2款（略）</p> <p> （新設）</p> <p> 第6節～第10節（略）</p> <p> 第11節 総受益者通知に係る手続（第357条の61－<u>第357条の73</u>）</p> <p> 第12節～第17節（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附則</p>

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、特定の銘柄の振替投資信託受益権及び振替受益権について、発行者が次の各号に掲げる要件をすべて満たした場合には、規程第9条第2項に規定する取扱いを継続する必要があると認めるときに該当するものとして、その取扱いを継続するものとする。ただし、この場合における取扱いを継続する日数は、第2号に規定する日数を上限とする。

(1) 金融商品取引所が上場廃止を公表した後、速やかに、信託の終了に伴い受益者に償還金を支払うこと並びに償還金の支払いに係る日程を決定及び公表していること

(2) 償還金の支払日が信託終了日から40日以内であること

(償還の通知の通知方法)

第355条の6の2 規程第277条の6の2第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第277条の6の2第1項第2号の振替投資信託受益権に係る投資信託の終了の日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第355条の6の3 規程第277条の6の2第1項第4号に規定する規則で定める事項は、振替投資信託受益権の償還に係る手続の日程

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第5条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

とする。

(機構の通知事項)

第355条の6の4 規程第277条の6の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 償還に係る振替投資信託受益権の銘柄コード

(2) 同条第1項各号に掲げる事項

(抹消の記載又は記録をする時期)

第355条の6の5 規程第277条の6の4第1項に規定する減少の記載又は記録は、同第277条の6の3第1項の抹消日の業務開始時に行うものとする。

(新設)

(総受益者通知の通知日)

第356条 機構は、規程第283条又は第283条の7の2第1項の請求に基づく総受益者通知を、すべての直接口座管理機関から同第283条の5第1項に規定する総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(総受益者通知の通知日)

第356条 機構は、規程第283条に基づく総受益者通知を、すべての直接口座管理機関から同第283条の5第1項に規定する総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(発行者による総受益者通知請求の方法)

第356条の13の2 発行者は、規程第283条の7の2第1項の総受益者通知請求を行う場合には、機構に対し、受益者確定日とする日の前営業日を起算日として7営業日前の日までに行わなければならない。

(新設)

(総受益者通知請求の際の通知事項)

第356条の13の3 規程第283条の7の2第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる場合に該当する事情が存在するかどうかの別とする。

- (1) 人の生命、身体又は財産を害する目的を有するとき
- (2) 犯罪目的を有するとき
- (3) 公序良俗に反するとき
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき
- (5) 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき

(受益者確定日として指定することができない期間)

第356条の13の4 規程283条の7の3に規定する規則で定める期間は、7営業日とする。

(取扱廃止時の記載又は記録を抹消する時期)

第356条の14 規程第284条に規定する記載又は記録の抹消は、取扱廃止日の業務開始時に行うものとする。

(削る)

(新設)

(新設)

(取扱廃止時の取扱い)

第356条の14 規程第284条の規定により、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて同第4章第19節の規定を準用する場合において、同節の規定中「新株予約権付社債権者」とあるのは「受益者」と、「金額」とあるのは「口数」と、「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとする。

2 第3章第17節(第337条を除く。)は、規程第284条において振替投資信託受益権について同第4章第19節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、同節中「新株

(一部抹消の申請をする場合)

第357条の14 規程第285条の20第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 同第285条の18第1項に規定する場合
- (2) 同第285条の21の3第1項に規定する場合

(一部抹消通知の通知事項)

第357条の15 直接口座管理機関は、規程第285条の20第4項に規定する通知を行うに際して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 同項第2号に掲げる事項
- (3)・(4) (略)

2 (略)

(一部抹消の記載又は記録をする時期)

第357条の16 規程第285条の21第1項に規定する減少の記載又は記

予約権付社債権者」とあるのは「受益者」と、「新株予約権付社債券」とあるのは「受益証券」と、「取次ぎ総額」とあるのは「取次ぎ総口数」と読み替えるものとする。

(一部抹消の申請をする場合)

第357条の14 規程第285条の20第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 同第285条の16第1項に規定する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発行者が受益者又は質権者に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合（当該受益者又は当該質権者のために受益者代理人に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除く。）又は法第127条の9第8項に規定する場合

(一部抹消通知の通知事項)

第357条の15 直接口座管理機関は、規程第285条の20第4項に規定する通知を行うに際して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 同項第2号及び第4号に掲げる事項
- (3)・(4) (略)

2 (略)

(一部抹消の記載又は記録をする時期)

第357条の16 規程第285条の21第1項に規定する減少の記載又は記

録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) 同第285条の18第1項に規定する一部抹消の申請の場合 機構が直接口座管理機関から同第285条の20第4項の通知又は機構加入者から同条第1項の申請を受けた後直ちに

(2) 同第285条の21の3第1項に規定する一部抹消の申請の場合 同第285条の20第1項第2号の一部抹消する日の業務開始時

第2款 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る一部抹消手続

(特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払に係る通知の通知方法)

第357条の16の2 規程第285条の21の2第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第285条の21の2第1項第2号の振替受益権の受益証券発行信託の終了の日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第357条の16の3 規程第285条の21の2第1項第4号に規定する規則で定める事項は、振替受益権の受益債権に係るすべての債務の

録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) 機構が直接口座管理機関から同第285条の20第4項の通知を受けた日又は機構加入者から同条第1項の申請を受けた日の翌営業日が同項第2号の一部抹消する日である場合 一部抹消する日の業務開始時

(2) 機構が直接口座管理機関から同第285条の20第4項の通知を受けた日又は機構加入者から同条第1項の申請を受けた日が同項第2号の一部抹消する日である場合 機構が当該通知又は申請を受けた後直ちに

(新設)

(新設)

(新設)

支払に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第357条の16の4 規程第285条の21の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 受益債権に係るすべての債務の支払に係る振替受益権の
銘柄コード

(2) 同条第1項各号に掲げる事項

第3款 手続の委任

(新設)

(抹消手続の委任事項)

第357条の16の5 規程第285条の21の4第1項に規定する規則で定める事項は、抹消申請に係る直近上位機関への通知をいう。

(新設)

第4款 (略)

第2款 (略)

(総受益者通知の通知日)

第357条の61 機構は、規程第285条の56又は第285条の62の2第1項の請求に基づく総受益者通知を、すべての直接口座管理機関から同第285条の60第1項に規定する総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(総受益者通知の通知日)

第357条の61 機構は、規程第285条の56に基づく総受益者通知を、すべての直接口座管理機関から同第285条の60第1項に規定する総受益者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(発行者による総受益者通知請求の方法)

第357条の73の2 振替受益権の発行者は、規程第285条の62の2第

(新設)

1項の総受益者通知請求を行う場合には、機構に対し、受益者確定日とする日の前営業日を起算日として7営業日前の日までに行わなければならない。

(総受益者通知請求の際の通知事項)

第357条の73の3 規程第285条の62の2第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる場合に該当する事情が存在するか否かの別とする。

- (1) 人の生命、身体又は財産を害する目的を有するとき
- (2) 犯罪目的を有するとき
- (3) 公序良俗に反するとき
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき
- (5) 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき

(受益者確定日として指定することができない期間)

第357条の73の4 規程285条の62の3に規定する規則で定める期間は、7営業日とする。

別表1

- 1. ～ 5. (略)
- 6. 投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ～ (8) (略)	(略)	(略)

(新設)

別表1

- 1. ～ 5. (略)
- 6. 投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ～ (8) (略)	(略)	(略)

(新設)

<u>(9)</u> 償還を決定した場合	<u>振替投資信託受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
<u>(10)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(11)</u> 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき（(1)から <u>(10)</u> までに掲げる場合を除く。）	(略)	(略)
<u>(12)</u> (1)から <u>(11)</u> までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(略)	(略)
<u>(13)</u> (略)	(略)	(略)

7. 受益証券発行信託の受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(12) (略)	(略)	(略)
<u>(13)</u> 特定の銘柄の受益権に係るすべての債務の支払を決定した場合	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
<u>(14)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(15)</u> 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定し	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
<u>(9)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(10)</u> 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき（(1)から <u>(9)</u> までに掲げる場合を除く。）	(略)	(略)
<u>(11)</u> (1)から <u>(10)</u> までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(略)	(略)
<u>(12)</u> (略)	(略)	(略)

7. 受益証券発行信託の受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(12) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
<u>(13)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(14)</u> 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定し	(略)	(略)

た場合（（1）から <u>(14)</u> までに掲げる場合を除く。）		
<u>(16)</u> 振替受益権に関する重要な事実が発生した場合（（1）から <u>(15)</u> までに掲げる場合を除く。）	(略)	(略)
<u>(17)</u> (略)	(略)	(略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日抹消請求 (受益証券発行 信託受益権)	(略)	規程第 285 条の 20	(略)
(略)			

②～⑥ (略)

(2) 出力

①～③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録・抹消	(略)	(略)	(略)

た場合（（1）から <u>(13)</u> までに掲げる場合を除く。）		
<u>(15)</u> 振替受益権に関する重要な事実が発生した場合（（1）から <u>(14)</u> までに掲げる場合を除く。）	(略)	(略)
<u>(16)</u> (略)	(略)	(略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日抹消請求 (受益証券発行 信託受益権)	(略)	規程第 285 条の 20 <u>又は第 285 条の 21</u>	(略)
(略)			

②～⑥ (略)

(2) 出力

①～③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録・抹消	(略)	(略)	(略)

(交換) 状況一覧			
口座処理結果ファイル (残高)	午前 7 時から午後 8 時まで	二	口座処理結果を通知
口座処理結果ファイル (処理明細 1・2)	午前 7 時から午後 8 時まで	二	同上

④の 2 振替受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
蓄積メッセージ一覧 (抹消済通知)	(略)	(略)	(略)
口座処理結果ファイル (残高)	午前 7 時から午後 8 時まで	二	口座処理結果を通知
口座処理結果ファイル (処理明細 1・2)	午前 7 時から午後 8 時まで	二	同上

⑤～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日抹消請求 (受益証券発行信託受益権)	(略)	規程第 285 条の 20	(略)

(交換) 状況一覧			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

④の 2 振替受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
蓄積メッセージ一覧 (抹消済通知)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

⑤～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日抹消請求 (受益証券発行信託受益権)	(略)	規程第 285 条の 20又は第 285 条の 21	(略)
(略)			

(略)	②・③ (略)
②・③ (略)	(2) (略)
(2) (略)	3～5 (略)
3～5 (略)	

2. 附 則

この改正規定は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

以 上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新				旧					
別表				別表					
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表					
1. (略)				1. (略)					
2. 発行者に対する手数料				2. 発行者に対する手数料					
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利	(略)					振替制度利	(略)		
用料	振替投資信託受益権	(略)	(略)		用料	振替投資信託受益権	(略)	(略)	
	振替受益権	(削る)	(削る)			振替受益権	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄	1 銘柄につき
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			当月末までに到来した最終の受益者確定日に係る総受益者通知における受益者数について	受益者	1 人につき
			(削る)	(削る)			① 2 万人以下の部分		2.0 円
							② 2 万人超 10 万人以下の部分		1.4 円
							③ 10 万人超の部分		0.6 円
(略)				(略)					

総株主通知	(略)		
等手数料	振替新投資口予約権	(略)	(略)
	振替投資	総受益者	請求 1回につき 40万円
	信託受益権	通知の請求を行つた発行者	総受益者通知における受益者の数について
	振替受益権		受益者 1人につき
			① 2万人以下の部分 30円
			② 2万人超 10万人以下の部分 21円
			③ 10万人超の部分 9円
(略)			

(注) 1. ～ 3. (略)

4. 振替株式、振替投資口及び振替優先出資における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数並びに振替投資信託受益権及び振替受益権における振替制度利用料の算出に係る総受益者通知における受益者の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等又は受益者確定日が到来していない場合には、別に定めるところによる。

5. ～ 9. (略)

10. 振替投資信託受益権及び振替受益権における総株主通知等手数料については、規程第 283 条の 7 の 2 第 1 項及び同第 285 条の 62 の 2 第 1 項における事由が生じた場合の総受益者通知の請求について対象とする。

11. (略)

3. (略)

総株主通知	(略)		
等手数料	振替新投資口予約権	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			

(注) 1. ～ 3. (略)

4. 振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等が到来していない場合には、別に定めるところによる。

5. ～ 9. (略)

(新設)

10. (略)

3. (略)

2. 附 則

この改正規定は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

以 上